

## 議案第4号

### 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

【議案提出担当課：国保医療課】

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）の施行に伴い令和8年度から子ども・子育て支援金制度が創設されること、及び地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第119号）の施行に伴い課税限度額が引き上げられたことから、本条例において所要の改正を行うものであります。

#### 1. 主な改正内容

##### (1) 税率等の改定（第2条の改正規定並びに第9条の3、第9条の4

及び第9条の5の追加規定）

区分		現行	改正後
基礎課税額	課税限度額	65万円	66万円
後期高齢者支援金課税額	課税限度額	24万円	26万円
子ども・子育て支援納付金課税額（新設）	所得割額	—	0.31%
	均等割額	—	1,700円
	均等割額（18歳以上被保険者）	—	200円
	課税限度額	—	3万円

##### (2) 18歳未満被保険者に係る均等割額の減額（第21条第4項の追加規定）

国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳未満被保険者（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者）がいる場合、その18歳未満被保険者につき算定した均等割額に相当する額を減額します。

##### (3) 子ども・子育て支援金分の新設に伴う軽減額の創設

（第21条第1項の改正規定）

区		分	金額
子ども・子育て支援納付金課税額	7割軽減世帯	均等割額	1,190円
		均等割額（18歳以上被保険者）	140円
	5割軽減世帯	均等割額	850円

		均等割額 (18 歳以上被保険者)	1 0 0 円
	2 割軽減世帯	均等割額	3 4 0 円
		均等割額 (18 歳以上被保険者)	4 0 円

(4) 子ども・子育て支援納付金分の新設に伴う未就学児均等割額の軽減額の

創設 (第 2 1 条第 2 項の改正規定)

区	分	金額
子ども・子育て支援 納付金課税額	7 割軽減世帯	2 5 5 円
	5 割軽減世帯	4 2 5 円
	2 割軽減世帯	6 8 0 円
	上記以外の世帯	8 5 0 円

## 2. 施行期日等

### (1) 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日から施行します。

### (2) 適用区分

令和 8 年度分の国民健康保険税から適用し、令和 7 年度分までの国民健康保険税については、従前の例によります。